

北陸地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北陸地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う所有者不明土地の取得又は使用に係る業務、土地政策を推進するため、関係する者が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 地方公共団体の所有者不明土地の取得又は使用に係る業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員等)

第4条 本会は、別表1に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 本会に、専門的知見から助言を行う協力団体を置く。
- 3 前項に規定する協力団体は、別表2に掲げる者とする。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとする者は入会届を、退会しようとする者は退会届を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の入会届又は退会届を受理したときは、これを幹事会に報告しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 |

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は別表3に、幹事は別表4に掲げる者をもってこれに充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 前項の規定による会長の職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名する。
- 4 幹事は、総会の決議に基づいて会務を執行する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が構成員及び協力団体を招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長は、総会の運営上必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めるものとする。
- 5 総会は、次に掲げる事項を総会の総意をもって決定する。
 - 一 規約の変更に関する事項
 - 二 活動計画に関する事項
 - 三 その他会務の重要決定事項

(幹事会)

第10条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織し、会長の求めに応じて開催する。
- 3 幹事会は、北陸地方整備局用地部用地補償・土地調整管理官が主宰する。
- 4 会長は、幹事会の運営上必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めるものとする。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 構成員の入退会に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(分科会)

第11条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会を設けることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、北陸地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、北陸地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成31年2月5日北陸地区所有者不明土地対策連携協議会決定)
この規約は、平成31年2月5日から施行する。

附 則 (令和元年5月16日北陸地区所有者不明土地対策連携協議会決定)
この規約は、令和元年5月16日から施行する。

附 則 (令和4年5月24日北陸地区土地政策推進連携協議会決定)
この規約は、令和4年5月24日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日北陸地区土地政策推進連携協議会決定)
この規約は、令和4年7月29日から施行する。

附 則 (令和5年5月23日北陸地区土地政策推進連携協議会決定)
この規約は、令和5年5月23日から施行する。

(別表 1)

国土交通省北陸地方整備局長

法務省新潟地方法務局長

法務省富山地方法務局長

法務省金沢地方法務局長

財務省北陸財務局管財部長

農林水産省北陸農政局経営・事業支援部長

新潟県土木部長

富山県土木部長

石川県土木部長

〔新潟県の市町村〕

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村

〔富山県の市町村〕

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

〔石川県の市町村〕

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

〔国の機関(外局)〕

林野庁

(別表 2)

新潟県弁護士会
富山県弁護士会
金沢弁護士会
新潟県司法書士会
富山県司法書士会
石川県司法書士会
新潟県土地家屋調査士会
富山県土地家屋調査士会
石川県土地家屋調査士会
新潟県行政書士会
富山県行政書士会
石川県行政書士会
北陸不動産鑑定士協会連合会
一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部
一般社団法人日本国土調査測量協会北陸地区事業委員会
公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
公益社団法人富山県宅地建物取引業協会
公益社団法人石川県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部
公益社団法人全日本不動産協会富山県本部
公益社団法人全日本不動産協会石川県本部

(別表 3)

会 長	北陸地方整備局長
副会長	新潟地方法務局長 富山地方法務局長 金沢地方法務局長 北陸地方整備局用地部長

(別表 4)

幹 事	北陸地方整備局用地部用地補償・土地調整管理官 北陸地方整備局建政部調整官 北陸地方整備局建政部計画・建設産業課長 北陸地方整備局用地部用地企画課長 新潟地方法務局不動産登記部門首席登記官 富山地方法務局登記部門首席登記官 金沢地方法務局不動産登記部門首席登記官 北陸財務局管財部統括国有財産管理官 北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 新潟県土木部用地・土地利用課長 富山県土木部管理課長 石川県土木部監理課用地室長 新潟市財務部用地対策課長
-----	--